



福岡医発第 1730 号(地)

令和 6 年 9 月 21 日

各 医 師 会 長 殿

福岡県医師会
会 長 蓮 澤 浩 明
(公 印 省 略)

衛生検査所業における公正競争規約の完全遵守に関する
ご理解とご協力をお願いについて

標記の件につきまして、衛生検査所業公正取引協議会より通知が参りました
のでご連絡申し上げます。

さて、同協議会は、消費者庁及び公正取引委員会の指導の下、昭和 59 年に設
置され、検体検査の受託取引を不当に誘引する景品類の提供を制限する公正競
争規約を運用し、業界の正常な商慣習の確立に努めています。

衛生検査所では、医療機関に対し、真空採血管を始めとする検体採取機能を有
する無償提供や、オンラインシステム関連の機器、便益・労務、検査機器等の無
償提供が公正競争規約により禁止されております。

今般、同協議会より、公正競争規約の普及を目的としたリーフレットを作成し
た旨別紙のとおり連絡がありました。

つきましては、貴会におかれましても本件に関しご了解いただくとともに、貴
会会員への周知方よろしくお願い申し上げます。

なお、

- 1) リーフレットについては当該協議会のホームページ (URL : <http://www.kensa-koutorikyo.org/>) よりダウンロード可能です。
- 2) 医師会共同利用施設の臨床検査センターへは、本会より直接通知致します。

小郡三井医師会より

会長 島田昇二郎

令和6年8月27日

都道府県医師会 会長 殿

衛生検査所業公正取引協議会

会 長 久川 芳三

(公印省略)

公正競争規約の完全遵守に関するご理解とご協力のお願い

謹啓 盛夏の候 ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

平素は、当協議会会員に対し格別のご愛顧を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、衛生検査所の使命は、医療機関の先生方に正確で十分に品質保証された検体検査の情報を迅速に提供することであり、ひいては国民医療に貢献する役割を担うものと自負しているところであります。

今後も、この使命と役割を果たすべく鋭意努力してまいりますので、ご支援の程お願いいたします。

一方で、私ども衛生検査所は消費者庁と公正取引委員会の指導の下、昭和59年に公正取引協議会を設置して、検体検査の受託取引を不当に誘引する景品類の提供を制限する公正競争規約を運用し、業界の正常な商慣習の確立に努めてきました。

ちなみに、現在、公正競争規約は、医療用医薬品、医療機器をはじめ、不動産、自動車、家電、牛乳、鶏卵、酒類、銀行、旅行業など79業種において設定されており、それぞれの業界における正常な商慣習の確立に取り組んでいます。

直近の当協議会の主な活動は、真空採血管を始めとする検体採取機能を有する容器の無償提供禁止及びオンラインシステム関連の機器、便益・労務の無償提供禁止への取組でありました。会員は、医療機関の皆様へ検体採取機能を有する容器は医療器具であり、またオンラインシステム関連の機器、便益・労務は経済上の利益として、衛生検査所が医療機関へ無償提供することは公正競争規約で禁止されている旨ご説明に上がり、多くの医療機関においてご理解をいただいたところであります。

当協議会としては、今後も引き続き公正競争規約の普及に努めるとともに、遵守への取り組みを更に強化してまいります。

今回その一環として、新たに普及啓発用のリーフレットを作成しましたので同封させていただきます。

公正競争規約により、真空採血管をはじめとする検体採取用具類、オンラインシステム関連の機器、便益・労務、検査機器等の無償提供、長期にわたる無料検査等は、禁止されていることについてご理解いただき、その旨、貴会会員の皆様にご周知賜りたくお願い申し上げます。

謹白

○公正競争規約の全文など詳しい資料は、当協議会のホームページ

【<http://www.kensa-koutorikyo.org/>】で検索いただけます。

○問い合わせ先 TEL03 (5805) 0250 愛木、猪又

理事会協議

各医師会通知

医療機関の
みなさまへ



衛生検査所業公正取引協議会

衛生検査所業における公正競争規約に ご理解をお願いします！

「衛生検査所業の公正競争規約」は、景品表示法に基づき、消費者庁長官と公正取引委員会の「認定」を受けて設定した業界の正常な商慣習確立のためのルールです。

公正競争規約遵守のため、医療機関の皆様のご理解とご協力をお願いいたします。

公正競争規約により取引を不当に誘引する景品類の提供を制限

提供できない景品類

- 物品（真空採血管、医療器具、遠心分離機、贈答品など）他
- 金銭（金銭債務の肩代わりを含む）、商品券などの有価証券
- きょう応（映画、演劇、旅行、その他催物等への招待・優待を含む）
- 便益、労務その他の役務（無料検査、業務の代行、レセプトの搬送など）
- オンラインシステム関連（電子媒体機器等の物品、プログラムソフト、システム構築等の便益・労務の提供等）

例外的に提供が制限されない景品類

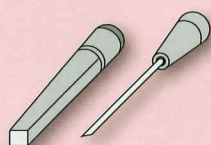
- 検体を医療機関から自社の検査センターまで保管輸送するための容器（検体採取など他の用途にも使用できるものは含まない。）又は便益を高めるような物品
- 衛生検査に関する情報その他自社の衛生検査に関する資料、説明用資材等
- 短期間のテスト検査（原則1週間以内、新検査法による比較検査及び研究用検査は4週間以内）
- 慣例として行われる自社主催の忘年会等の親睦の会合及び創立記念等の自社の記念行事並びに医療機関等の主催する施設全体の記念行事における「社会通念上華美過大にわたらない範囲」での景品

無償提供が禁止されている容器・検体採取用具類の一例

■採血シリンジ



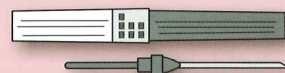
■採血針



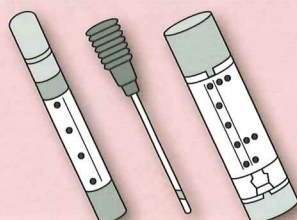
■採血ホルダー



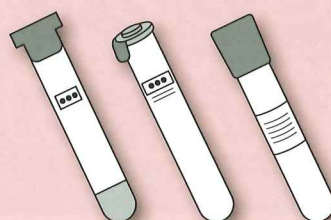
■マルチ針



■便ヘモグロビン



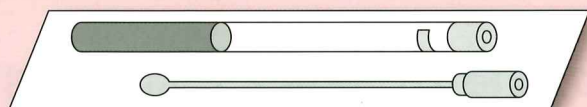
■真空採血管
(3種検査用及び特殊検査用のすべて)



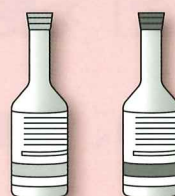
■ハルンカップ



■検体採取用具セット



■血液培養容器



■喀痰管

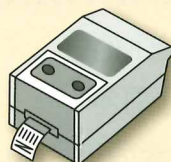


無償提供が禁止されているオンラインシステム関連の一例

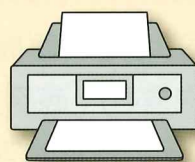
■コンピューター



■ラベルプリンター



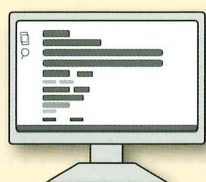
■プリンター



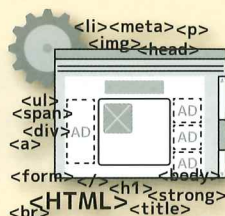
■便益・労務



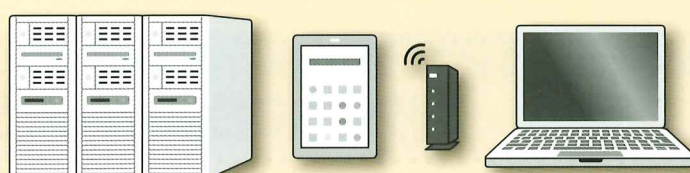
■プログラムソフト



■システム構築



■システム連携等で必要な機器類



衛生検査所業公正取引協議会

〒112-0004 東京都文京区後楽2-3-28 K.I.S 飯田橋2階

TEL / FAX: 03-5805-0250

URL: <http://www.kensa-koutorikyo.org/index.html>

